

【自然災害等への対応について】

(1) 大阪府内のいずれかの地域に「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」、地震に係わる「警戒宣言」の発令があった場合は、次の通りとする。

午前7時までに解除された場合	平常授業
午前7時～午前9時の間に解除された場合	午前11時始業 45分短縮 (下表)
午前9時現在、発令中の場合	臨時休業

(2) 次の場合は、臨時休業とする。

○大阪府内のいずれかの地域において震度5弱以上の地震(気象庁発表)が発生した場合

○大正区のいずれかの地域において、大阪市から「警戒レベル3(高齢者等避難)」・「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合

※大阪市外または大阪市内の居住区に、各市町村から「警戒レベル3」・「警戒レベル4」の発令があり、登校が困難な場合は、安全確保のため自宅待機とする。その際、必ず学校(TEL:06-6552-2221)へ連絡すること。(出席停止とする。)

(3) JR環状線と大阪メトロ(長堀鶴見緑地線)の全線が、両方とも運休している場合は次の通りとする。

午前7時現在、運休の場合	自宅待機
午前7時～午前9時の間に運転再開した場合	午前11時始業 45分短縮 (下表)
午前9時現在、運休の場合	臨時休業

午前11時始業 45分短縮 の時間割表(1・2限なし、3～6限の授業)

SHR	11:00～11:10
3限	11:10～11:55
4限	12:05～12:50
昼休憩	12:50～13:35
5限	13:40～14:25
6限	14:35～15:20
SHR	15:20～15:30

なお、始業後に(1)(2)に該当する災害・警報等の発令があった場合は、安全確保のための措置・情報収集等を行った後に下校とする。

また、臨時休業となった場合の、授業日の代替については後日連絡する。

【自然災害等への対応について～考查日～】

(1) 大阪府内のいずれかの地域に「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」、地震に係わる「警戒宣言」の発令があった場合は、次の通りとする。

午前7時までに解除された場合	平常授業
午前7時～午前9時の間に解除された場合	午前11時始業（下表）
午前9時現在、発令中の場合	臨時休業

(2) 次の場合は、臨時休業とする。

○大阪府内のいずれかの地域において震度5弱以上の地震（気象庁発表）が発生した場合

○大正区のいずれかの地域において、大阪市から「警戒レベル3（高齢者等避難）」・「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合

※大阪市外または大阪市内の居住区に、各市町村から「警戒レベル3」・「警戒レベル4」の発令があり、登校が困難な場合は、安全確保のため自宅待機とする。その際、必ず学校（TEL:06-6552-2221）へ連絡すること。（出席停止とする。）

(3) JR環状線と大阪メトロ（長堀鶴見緑地線）の全線が、両方とも運休している場合は次の通りとする。

午前7時現在、運休の場合	自宅待機
午前7時～午前9時の間に運転再開した場合	午前11時始業（下表）
午前9時現在、運休の場合	臨時休業

午前11時始業の考查時間割表

SHR	11:00～11:10
1限	11:10～12:00
2限	12:15～13:05
昼休憩	13:05～13:50
3限	13:55～14:45

なお、始業後に(1)(2)に該当する災害・警報等の発令があった場合は、安全確保のための措置・情報収集等を行った後に下校とする。

また、臨時休業となった場合の、授業日の代替については後日連絡する。